

公立大学法人山梨県立大学入試本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学入試本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、次の各号に掲げる入学者選抜に関する事項及び大学入試センター試験の実施に関する基本的事項について検討し実施する。

- (1) 入学者選抜制度に関する事項
- (2) 個別学力試験等に関する基本的事項
- (3) 入学者選抜の広報に関する事項
- (4) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 各学部長・研究科長
- (3) 入試委員長
- (4) 各学部入試企画委員長
- (5) 学務課長
- (6) 池田事務室長
- (7) 本部長が指名した者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は前条第1号の者を、副本部長は前条第3号の者をもって充てる。

3 本部長は、入試本部の会議を招集し、その議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、入試本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第6条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第7条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 本部の円滑な運営を図るため、入試委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急時の対応)

第9条 本部長は、緊急の事態が生じた場合、副本部長及び関係者を招集し、対応を協議の上、必要な措置を講ずる。

(事務)

第10条 本部の事務は、学務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。